

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 情報公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構(以下「法人」という。)が保有している公文書について神戸市情報公開条例(平成13年7月神戸市条例第29号。以下「条例」という。)第32条の規定に基づき条例第2条第3号の規定による実施機関として条例の運用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例及び神戸市情報公開条例施行規則(平成13年11月神戸市規則第50号。以下「条例施行規則」という。)の例による。

(公開請求書の提出先)

第3条 条例第9条の規定による公開請求書は、法人のほか、神戸市市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課にも提出することができる。

(手数料等)

第4条 公開請求に係る手数料の額は、条例第18条の規定による神戸市長の定める額と同額とし、公開請求者は当該手数料を前納しなければならない。

- 2 理事長は、公開請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数を減額し、又は免除することができる。
- 3 前項の手数の減額又は免除を受けようとする者は、条例第8条の規定による公開の請求と同時に、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(交付に要する費用の負担)

第5条 条例第17条第2項又は第3項の規定により写しの交付を受ける公開請求者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用(前条第1項の手数を納付した者が写しの交付を受ける場合にあっては、その者が公開請求をしやすくなるよう配慮して定める額の費用)を負担しなければならない。

- 2 前項の交付に要する費用負担の額は、条例施行規則第5条第2項の規定による神戸市長の定める額と同額とし、当該交付を受ける前に納付しなければならない。
- 3 第1項に規定する公開請求をしやすくなるよう配慮して定める額とは、条例施行規則第5条第3項の規定による市長が定める額と同額とする。この場合において、前項の規定による交付に係る費用の額が第3項第1号の手数料よりも少額であるときは理事長が相当であると認める額とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。